

議事日程第1号

令和3年8月4日(水)

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程(議案第52号から第57号まで)

提案理由の説明(市長)、質疑

第4 決算特別委員会設置、付託

第5 議案上程(議案第58号から第60号まで及び報告第6号から第9号まで)

提案理由の説明(市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
4番 伊藤宗就	5番 鈴木元章	6番 佐々木克広
7番 船木正博	8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積
10番 佐藤誠	11番 中田敏彦	12番 進藤優子
13番 船橋金弘	14番 米谷勝	15番 三浦利通
16番 安田健次郎	17番 古仲清尚	18番 吉田清孝

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
局長補佐	三浦大作
主査	中川祐司

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	佐 藤 博
教 育 長	鈴 木 雅 彦	監 査 委 員	鈴 木 誠
総 務 企 画 部 長	八 端 隆 公	市 民 福 祉 部 長	伊 藤 徹
企 業 局 長	佐 藤 孝 悦	企 画 政 策 課 長	杉 本 一 也
総 務 課 長	湊 智 志	財 政 課 長	鈴 木 健
生 活 環 境 課 長	畠 山 隆 之	健 康 子 育 て 課 長	湊 留 美 子
病 院 事 務 局 長	三 浦 大 成	会 計 管 理 者	平 塚 敦 子
教 育 総 務 課 長	太 田 穰	監 査 事 務 局 長	佐 藤 静 代
企 業 局 管 理 課 長	三 浦 幸 樹	ガ ス 上 下 水 道 課 長	小 野 肇

午前10時00分 開 会

○議長（吉田清孝） これより、令和3年8月臨時会を開会いたします。

○議長（吉田清孝） 直ちに本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

日程第1 会期の決定

○議長（吉田清孝） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（吉田清孝） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

15番三浦利通議員、16番安田健次郎議員を指名いたします。

日程第3 議案第52号から第57号までを一括上程

○議長（吉田清孝） 日程第3、議案第52号から第57号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第52号 令和2年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定について

議案第53号 令和2年度男鹿市上水道事業会計決算の認定について

議案第54号 令和2年度男鹿市ガス事業会計決算の認定について

議案第55号 令和2年度男鹿市下水道事業会計決算の認定について

議案第56号 令和2年度男鹿市農業集落排水事業会計決算の認定について

○議長（吉田清孝） 提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 皆さん、おはようございます。

今臨時会におきましては、令和2年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定など13件について御審議をお願いするものでありますが、提案理由の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

まず、新型コロナワクチンの廃棄事案について申し上げます。

先月30日、集団接種会場である男鹿市民文化会館で、新型コロナワクチンを保管していた冷蔵庫の温度が、適正な管理温度とされる2度から8度を超え、20度にまで上昇していたことが判明し、庫内に保管していたワクチン290バイアル、1,740回分を廃棄せざるを得ないこととなりました。

冷蔵庫の不具合が直接的な原因ではありますが、そもそもワクチン管理に年数の経過した冷蔵庫を使用すること自体妥当であったのか、また、ワクチンの入庫に際して、庫内が適切に冷却されているか、職員がしっかりと確認すれば防ぐことができたかもしれない事案であり、ワクチンの取扱いに対する考えが甘かったと言わざるを得ないと考えております。

今回の廃棄により、8月の接種計画には影響がないものの、9月以降、ワクチンが不足する可能性があり、一部予約の受付を見合わせるなど、計画を見直しているところであります。

全国的にワクチンが不足している中、貴重なワクチンを廃棄する事態となり、市民をはじめ関係の皆様には深くお詫び申し上げます。今後このようなことのないよう細心の注意を払い、ワクチン管理の徹底を図ってまいります。

次に、新型コロナワクチンの接種状況についてであります。

今月2日現在、本市におけるワクチンの総接種回数は、集団接種や個別接種などを合わせ、全体で約2万8,000回に達しております。

これにより、65歳以上の高齢者の接種率は、1回目が88.4パーセント、2回目が81.7パーセントとなっております。当初80パーセント程度と予想していた

高齢者の接種率は、最終的に90パーセント近くに達することとなりましたが、これは、変異ウイルスの拡大や度重なる緊急事態宣言の発令・延長など、全国的に感染収束が見えない中で、市民の皆様の強い危機意識の表れであると認識しております。

また、64歳以下への接種につきましても、基礎疾患を有する方をはじめ、本市独自に優先対象とした保育園や小中学校の教職員、観光関連産業従事者等を中心に接種が進み、この結果、本市の全体の接種率は、1回目が64.4パーセント、2回目が50.1パーセントとなっており、高齢者の接種率とともに、秋田県平均、全国平均を上回って推移しております。接種に御尽力いただいている医療従事者の皆様に改めて心から感謝を申し上げます。

既に、12歳以上の市民全員にクーポン券を発送済みで、順次予約を受け付けておりますが、ここに来て国からのワクチン供給量が減少し、この先も見通しが定かでないことから、先月16日以降、個別医療機関での新規予約を停止するとともに、今後は集団接種のみで対応することといたしました。

なお、6月定例会で議員各位から御指摘のあった、在宅介護など接種を希望しているものの移動自体が困難な方については、訪問接種を実施する方向で医師会と協議し、準備を進めているところであります。

ワクチンの供給が潤沢でないことから、新規予約枠を十分確保できない日もありますが、遅くとも11月上旬までには、希望する市民全員に接種を終えたいと考えておりますので、引き続き市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、公用車の車検切れ運行についてであります。

先月15日、生活環境課が管理している公用車について、先月5日から車検切れの状態で行っていたことが判明し、道路運送車両法に抵触する可能性があることから、同日、男鹿警察署に届出しております。

今回の事案は、公用車の管理に対する職員の意識が不足していたために起きたものであります。

今後、再発防止に向け、公用車の管理方法や適正配置などの改善を行い、車両管理の徹底を図ってまいります。

なお、担当課職員の処分等につきましては、男鹿警察署が捜査中であることから、その結果を踏まえて判断してまいります。

次に、提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号は、令和2年度男鹿みなど市民病院事業会計決算の認定を求めるもので、当年度は、4,426万円の黒字となりました。

議案第53号から第57号までは、令和2年度男鹿市企業局各事業会計決算の認定を求めるもので、上水道事業会計においては、988万円の赤字、ガス事業会計においては、2,725万円の赤字、下水道事業会計においては、8,100万円の黒字、農業集落排水事業会計においては、2,504万円の黒字、漁業集落排水事業会計においては、1,138万円の黒字となりました。

以上、提案理由について説明申し上げました。よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

日程第4 決算特別委員会設置、付託

○議長（吉田清孝） 日程第4、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第52号から第57号までについては、委員会条例第6条の規定に基づき、議会選出監査委員を除く議員17人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号から第57号までについては、議会選出監査委員を除く議員17人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

なお、決算特別委員会は、明日5日午前10時より、議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

日程第5 議案第58号から第60号まで及び報告第6号から第9号までを一括上程

○議長（吉田清孝） 日程第5、議案第58号から第60号まで及び報告第6号から第9号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第58号 男鹿市個人情報保護条例及び男鹿市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第59号 男鹿市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第60号 令和3年度男鹿市一般会計補正予算（第4号）について

報告第6号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について

報告第7号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について

報告第8号 債権の放棄について

報告第9号 債権の放棄について

○議長（吉田清孝） 提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） ただいま議題となりました条例案、予算案及び報告について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、条例案であります。議案第58号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備するものであります。

議案第59号は、キャッシュレス決済の導入に伴い戸籍法等に係る手数料の後納について定めるほか、法律改正に伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料の規定を改めるものであります。

次に、予算案であります。議案第60号は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費として、集団接種の緊急拡大や接種期間の延長に伴い、医師及び看護師の集団接

種従事謝金、ワクチン接種予約受付業務に係る委託料などの経費を措置するもので、歳入歳出それぞれ7,870万円を追加し、補正後の予算総額を166億5,730万円とするものであります。

次に、報告であります。報告第6号及び第7号は、物損事故に伴う和解及び損害賠償額の決定について専決処分をしたもので、これを報告するものであります。

報告第8号及び第9号は、令和2年度に放棄した債権について報告するものであります。

以上、提案理由について説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝） これより議案の説明を求めます。

初めに、八端総務企画部長の説明を求めます。八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） おはようございます。それでは私から、議案第58号及び第60号について御説明をいたします。

恐れ入りますが、議案書の7ページをお願いいたします。

最初に、議案第58号男鹿市個人情報保護条例及び男鹿市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、関係条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正内容でございますが、条文の第1条は、男鹿市個人情報保護条例の一部改正であります。

新旧対照表中、第2条は、番号法の条文の追加に伴う規定の整備で、第1項第7号は、条文中の第2項の後に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第30条において同じ。)」を追加するものであります。

第30条は、情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更することに伴う文言整理、引用条項の改正、番号法の条文追加に伴う規定の整備で、条文中の

「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」にそれぞれ改めるものであります。

第31条は、引用条項の改正に伴うもので、第1項第1号は、次のページになりますが、条文中の「第28条」を「第29条」に改めるものであります。

第2条は、男鹿市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正であります。

新旧対照表中、第1条及び次のページの第5条は、引用条項の改正によるもので、条文中の「第19条第9号」を「第19条第11号」に改めるものであります。

附則として、施行期日を令和3年9月1日とするものであります。

以上で、議案第58号男鹿市個人情報保護条例及び男鹿市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきますが、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議案書13ページをお願いいたします。

議案第60号令和3年度男鹿市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

こちらは補正予算書で御説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお願いいたします。

まず、条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,870万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ166億5,730万円とするものであります。この予算規模は、当初予算に比較しますと、6.1パーセントの増となっております。

予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては、第1表で御説明いたします。

恐れ入りますが、3ページをお願いいたします。

第1表は、歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入についてであります。

16款国庫支出金は、7,870万円の追加であります。1項国庫負担金は、7,022万9,000円の追加で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金

であります。

2項国庫補助金は、847万1,000円の追加で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金であります。

以上の結果、歳入合計は、7,870万円を追加し、予算の総額を166億5,730万円とするものであります。これを歳入における財源区分別の比率で申し上げますと、一般財源70.7パーセント、特定財源29.3パーセントであります。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出であります。

4款衛生費1項保健衛生費は、7,870万円の追加で、新型コロナウイルスワクチン集団接種従事謝金などであります。

以上の結果、歳出合計は、歳入同様、7,870万円を追加し、予算の総額を166億5,730万円とするものであります。これを性質別比率で申し上げますと、消費的経費68.2パーセント、投資的経費8.9パーセント、その他の経費22.9パーセントであります。

以上をもちまして、議案第60号令和3年度男鹿市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきますが、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田清孝） 次に、伊藤市民福祉部長の説明を求めます。伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） おはようございます。私からは、議案第59号男鹿市手数料条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の11ページをお開き願います。

本議案は、窓口における諸証明の発行などにキャッシュレス決済を導入することに伴い、発行手数料の後納について定めるほか、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再発行に係る手数料の規定を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお開き願います。

男鹿市手数料条例の一部を改正する条例であります。改正後と改正前の対照表となっており、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分が改正箇所であります。

まず、条例の第5条は、手数料に係る徴収の時期に関する規定であります。第2項として、別表に定める手数料のうち、戸籍法関係の証明書、住民票、印鑑証明など生活環境課、若美支所及び各出張所の窓口において発行する諸証明等に係る手数料については、必要に応じて後納させることができるという規定を加えるものであります。

この改正は、本年11月から、生活環境課、若美支所、船越出張所及び脇本出張所にキャッシュレス決済を導入するため、必要な条文を整備するものであります。

次に、別表は、第2条に規定する手数料を徴収する事務の種類及び金額を記載しているものであります。第43項を削り、以下の項を1項ずつ繰り上げるものであります。

この改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本年9月以降、個人番号カードの再発行に係る手数料については、地方公共団体情報システム機構が徴収することになるため、本条例から規定を削るものであります。

施行期日は、令和3年9月1日であります。第5条に1項を加える改正は、令和3年11月1日から施行するものであります。

以上で、議案第59号の説明を終わらせていただきます。御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 御異議なしと認めます。よって本3件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝） 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第58号から第60号までを一括して採決いたします。本3件については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝) 御異議なしと認めます。よって、議案第58号から第60号までは原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて8月臨時会を閉会いたします。

午前10時27分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

議 員 三 浦 利 通

議 員 安 田 健 次 郎

